

仕 様 書

1 業務名

広島市立リハビリテーション病院等ねずみこん虫等防除業務

2 委託期間

令和6年4月1日から令和10年3月31日まで

3 実施場所

広島市安佐南区伴南一丁目39番1号

広島市立リハビリテーション病院及び自立訓練施設並びに広島市健康福祉局障害福祉部身体障害者更生相談所

4 業務目的

この業務は、広島市立リハビリテーション病院及び自立訓練施設並びに広島市健康福祉局障害福祉部身体障害者更生相談所（以下「広島市立リハビリテーション病院等」という。）の環境衛生維持管理を目的とし関係法令等に従い、適正な方法により、ねずみ・こん虫等の発生及び侵入の防止並びに駆除を行うものとする。

5 業務の対象

- (1) 広島市立リハビリテーション病院等の建物（1万3千364.33㎡）
- (2) 広島市立リハビリテーション病院等の建物の外周（建物内に侵入する害虫等が生息する花壇、植込み等（建物に近接するものに限る。）を含む。）

6 業務の内容

(1) ねずみの防除

ア 殺そ剤・捕獲機材の設置

広島市立リハビリテーション病院等内のねずみの生息状況及び毒餌に対するし好を場所ごとに詳しく調査し、殺そ剤を12か所以上、ねずみの捕獲に適した粘着シートなどの機材を12か所以上配置し、配置場所を図面に示すこと。

イ 日常点検

月1回以上、広島市立リハビリテーション病院等を巡回し、殺そ剤の喫食の有無、捕獲機材での捕獲の有無及び目視によるラットサイン・糞・足跡調査を行い、必要に応じて、殺そ剤及び捕獲機材の補充取替、配置場所の変更を行うとともに、外部からのねずみの侵入を防止すること。

ウ 総合駆除（年2回以上）

(ア) 日常点検で生息が認められなかった場合

ねずみが生息し、又は潜みやすい場所に薬剤の残留噴霧、残留塗布その他の適切な措置を講じ、生息・繁殖を予防する。

(イ) 日常点検で生息が認められた場合

生息が認められた場所については、薬剤を使用するだけでなく、環境を整備するなど、総合的な手段によって駆除を実施すること。それ以外の場所については(ア)に準じること。

エ 臨時駆除

日常点検により、ねずみの生息を確認したとき又は特に発注者が指示したときは、必要に応じ臨時に薬剤散布等による駆除対策を講ずること。

(2) こん虫等の防除

ア 捕獲機材の設置等

広島市立リハビリテーション病院等内のこん虫等の生息状況を調査し、当該こん虫等の種類に応じた適切な掃獲機材を33か所以上配置し、配置場所を図面に示すこと。

イ 日常点検

月1回以上、広島市立リハビリテーション病院等を巡回し、目視及び聞き取りによる捕獲確認及び発生調査を行い、必要に応じて捕獲機材の補充取替、配置場所の変更を行うとともに、薬剤（ベイト剤塗布、エアゾール噴霧）等による侵入防止策・駆除対策を講ずること。

ウ 総合駆除・臨時駆除

(1)のウ及びエの例により行うこと。

(3) 使用薬剤の種類

殺そ剤及び薬剤は次の(ア)及び(イ)に掲げるもの、若しくは同等品以上のものとする。

(ア) クマリン系殺鼠剤、ワルファリン殺鼠剤、ノルボルマイド殺鼠剤

(イ) マイクロカプセル剤系の薬剤（フロアブル剤系の薬剤）、ペルメトリン水性乳剤、ベイト剤（使用した場合は、発注者に使用量等を報告すること）。

7 業務実施に当たっての留意事項

(1) 業務の実施に当たっては、入院患者等に不快感や迷惑を及ぼさないよう十分注意するとともに、発注者の業務の支障とならないように実施すること。

(2) 従事者は、受注者の統一した名入りの作業衣を着用すること。

(3) 訓練棟の厨房（隣接する調理関係施設を含む。）における業務の従事者は、赤痢菌・サルモネラ菌・寄生虫卵・腸管出血性大腸菌0157の検査の結果が陰性である者とする。また、業務の実施に当たっては、専用の清潔な帽子、外衣及び履き物を着用し、手洗い及び手指の消毒を行うこと。

(4) 業務に使用する薬剤は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の承認を受けた医薬品又は医薬部外品とすること。

(5) 使用薬剤の安全管理には万全の注意を払うこと。特に、殺そ剤については、安全配置、安全な回収を図ること。また、薬剤の散布については、食品、食器等の汚染防止に十分注意すること。

(6) 受注者は、事前に発注者に協議した上で、業務に使用する薬剤・捕獲機材を決定するものとする。

8 報告事項等

(1) 受注者は、あらかじめ現場責任者及び従業員の住所、氏名等を報告するとともに、4月・7月・10月・1月の業務実施前に7の(3)の検査結果を報告すること。

(2) 殺そ剤・捕獲機材を配置したときは、速やかに、配置場所を示した平面図を提出し、発注者の確認を受けること。配置場所を変更したときも同様とする。

(3) 業務実施前に実施日時、作業人員、作業範囲、作業方法等の委託業務実施計画書を提出し、発注者の承認を得ること。また、変更が生じた場合も、速やかに報告すること。

(4) 委託業務実施報告書（捕獲状況等を記載し、必要に応じて写真等を添付すること。）は、翌月の10日まで（3月分については、3月31日）に提出し、発注者の確認を受けること。

9 経費の負担等

業務に必事な経費のうち、電気料、水道料及びガス料は発注者の負担とする。

10 その他

この仕様書に定めのない事項及び疑義の生じた事項については、発注者と受注者が協議して定めるものとする。